

## 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領の一部改正について

## 1 改正の趣旨

本年4月1日の県庁の組織再編に伴い、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の庶務に関する規定を整理する。

## 2 改正案

愛知県国民健康保険運営協議会運営要領の一部を改正する要領を次のように定める。

愛知県国民健康保険運営協議会運営要領の一部を改正する要領

愛知県国民健康保険運営協議会運営要領の一部を次のように改正する。

第4条を削除する。

附 則

この要領は、令和元年11月 日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

## 3 改正の理由

本年4月1日の県庁の組織再編に伴い、協議会の庶務を処理する県の機関を「愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課」に改める必要が生じているが、運営要領を改正するためには協議会に諮ることが必要であり、速やかな対応が困難となっている。

そこで、今後、組織再編等があった場合に速やかな対応ができるよう、当該規定については、愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱において設けることとし、運営要領からは削除することとする。

## 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領一部改正新旧対照表（案）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱第3条の規定に基づき、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第2条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 傍聴の手續、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(会議録)</p> <p>第3条 協議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。</p> <p>2 会議録の保存年限は5年間とする。</p> <p>(削除)</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 同左</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第2条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(会議録)</p> <p>第3条 同左</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第4条 協議会の庶務は、愛知県健康福祉部国民健康保険課において処理する。</u></p> |

## 〔参考〕愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱一部改正新旧対照表（案）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(庶務)</p> <p><u>第3条 協議会の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部国民健康保険課において処理する。</u></p> <p>(雑則)</p> <p><u>第4条</u> この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。</p> | <p>(新設)</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第3条</u> 同左</p> |

## 愛知県国民健康保険運営協議会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、愛知県国民健康保険運営協議会運営要綱第3条の規定に基づき、愛知県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 協議会の会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、協議会が会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

- （1）愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して審議等を行う場合
  - （2）会議を公開とすることにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

（会議録）

第3条 協議会の会議については、会議録を作成し、会長が指名した2名の委員が署名するものとする。

- 2 会議録の保存年限は5年間とする。

附 則

この要領は、平成29年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月 日から施行する。